

四日市市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第3号

四日市市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第1条 四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例(平成21年四日市市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第18条 第5条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第18条 第5条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(四日市市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第2条 四日市市行政不服審査法施行条例(平成28年四日市市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第17条 第5条第6項 <u>又は</u> 第7条第4項の規定に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第17条 第5条第6項 <u>及び</u> 第7条第4項の規定に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(四日市市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 四日市市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年四日市市条例第3

3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="309 383 408 416">附 則</p> <p data-bbox="229 443 817 1010">6 次の掲げる者が、正当な理由がないのに附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記載された旧条例第2条第5号に規定する電子個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を附則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="253 1034 512 1068">(1)及び(2) (略)</p> <p data-bbox="229 1155 817 1659">7 前項に規定する者が、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報（公文書に記録されているものに限る。）を同項の規定の施行後に提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="229 1747 817 2016">8 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は3万円以下の罰金に処する。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。</p>	<p data-bbox="954 383 1053 416">附 則</p> <p data-bbox="868 443 1455 1010">6 次の掲げる者が、正当な理由がないのに附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記載された旧条例第2条第5号に規定する電子個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を附則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="892 1034 1150 1068">(1)及び(2) (略)</p> <p data-bbox="868 1155 1455 1659">7 前項に規定する者が、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報（公文書に記録されているものに限る。）を同項の規定の施行後に提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="868 1747 1455 2016">8 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は3万円以下の罰金に処する。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。</p>

(1)及び(2) (略)

(1)及び(2) (略)

(四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部改正)

第4条 四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例（大正13年四日市市許可）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第10条 普通退隠料、通算退隠料、増加退隠料及び扶助料（第2号又ハ第3号ノ場合ニオイテハ通算退隠料ヲ除ク）ヲ受クルノ権利ヲ有スル者次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハソノ権利消滅ス</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 死刑又ハ無期若クハ3年ヲ超ユル<u>拘禁刑</u>ニ処セラレタルトキ</p> <p>(3) (略)</p> <p>在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ因リ<u>拘禁刑</u>以上ノ刑ニ処セラレタルトキハソノ権利消滅ス但シソノ在職カ普通退隠料ヲ受ケタル後為サレタルモノナルトキハソノ再在職ニ因リテ生シタル権利ノミ消滅ス</p>	<p>第10条 普通退隠料、通算退隠料、増加退隠料及び扶助料（第2号又ハ第3号ノ場合ニオイテハ通算退隠料ヲ除ク）ヲ受クルノ権利ヲ有スル者次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハソノ権利消滅ス</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 死刑又ハ無期若クハ3年ヲ超ユル<u>懲役若クハ禁錮ノ刑</u>ニ処セラレタルトキ</p> <p>(3) (略)</p> <p>在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ因リ<u>禁錮</u>以上ノ刑ニ処セラレタルトキハソノ権利消滅ス但シソノ在職カ普通退隠料ヲ受ケタル後為サレタルモノナルトキハソノ再在職ニ因リテ生シタル権利ノミ消滅ス</p>
<p>第15条 次ニ掲クル年月数ハ在職年ヨリコレヲ除算ス</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 市吏員退職後在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ因リ<u>拘禁刑</u>以上ノ刑ニ処セラレタルトキハソ</p>	<p>第15条 次ニ掲クル年月数ハ在職年ヨリコレヲ除算ス</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 市吏員退職後在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ因リ<u>禁錮</u>以上ノ刑ニ処セラレタルトキハソノ</p>

ノ犯罪ノ時ヲ含ム引続キタル在職年月数

(4) (略)

第19条 市吏員次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハソノ引続キタル在職年ニ付退隠料又ハ退職給与金ヲ受クルノ資格ヲ失フ

(1) (略)

(2) 在職中拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレタルトキ

第23条 普通退隠料ヲ受クル者次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハソノ間コレヲ停止ス

(1) (略)

(2) 3年以下ノ拘禁刑ニ処セラレタルトキハソノ月ノ翌月ヨリソノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄但シ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ停止セスソノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄コレヲ停止ス

(3)及び(4) (略)

第31条 扶助料ヲ受クル者3年以下ノ拘禁刑ニ処セラレタルトキハソノ月ノ翌月ヨリソノ刑ノ執行ヲ終リ又ハソノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ執行猶予ノ言

犯罪ノ時ヲ含ム引続キタル在職年月数

(4) (略)

第19条 市吏員次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハソノ引続キタル在職年ニ付退隠料又ハ退職給与金ヲ受クルノ資格ヲ失フ

(1) (略)

(2) 在職中禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキ

第23条 普通退隠料ヲ受クル者次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハソノ間コレヲ停止ス

(1) (略)

(2) 3年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハソノ月ノ翌月ヨリソノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄但シ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ停止セスソノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄コレヲ停止ス

(3)及び(4) (略)

第31条 扶助料ヲ受クル者3年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハソノ月ノ翌月ヨリソノ刑ノ執行ヲ終リ又ハソノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ執

<p>渡シヲ受ケタルトキハ扶助料ハコレヲ停止セスソノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄コレヲ停止ス</p> <p>前項ノ規定ハ<u>拘禁刑</u>以上ノ刑ニ処セラレ刑ノ執行中又ハソノ執行前ニ在ル者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由発生シタル場合ニ付コレヲ準用ス</p>	<p>行猶予ノ言渡シヲ受ケタルトキハ扶助料ハコレヲ停止セスソノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄コレヲ停止ス</p> <p>前項ノ規定ハ<u>禁錮</u>以上ノ刑ニ処セラレ刑ノ執行中又ハソノ執行前ニ在ル者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由発生シタル場合ニ付コレヲ準用ス</p>
--	--

(四日市市職員給与条例の一部改正)

第5条 四日市市職員給与条例(昭和24年四日市市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第60条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたものの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当</p>	<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第60条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当</p>

の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差止）

第60条の4 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) （略）

2 （略）

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に

の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差止）

第60条の4 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) （略）

2 （略）

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に

<p>関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>4 から 6 まで (略)</p>	<p>関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>4 から 6 まで (略)</p>
---	--

(四日市市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 6 条 四日市市職員退職手当支給条例（昭和 3 1 年四日市市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第 1 3 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第 1 3 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p>

(2) (略)

2 から 4 まで (略)

5 第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から 6 月を経過した場合

(3) (略)

6 から 10 まで (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

(2) (略)

2 から 4 まで (略)

5 第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から 6 月を経過した場合

(3) (略)

6 から 10 まで (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) (略)

2から6まで (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) (略)

2から6まで (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の

状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) 及び(3) (略)

2 から 6 まで (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 (略)

2 及び 3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内

状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 及び(3) (略)

2 から 6 まで (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 (略)

2 及び 3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に

<p>に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 から 8 まで （略）</p>	<p>に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 から 8 まで （略）</p>
--	---

（四日市市客引き行為等の防止に関する条例の一部改正）

第 7 条 四日市市客引き行為等の防止に関する条例（平成 27 年四日市市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（罰則）</p> <p>第 7 条 第 4 条第 1 項第 2 号の規定に違反した者は、50 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。ただし、常習として同号の規定に違反した者は、6 月以下の<u>拘禁刑</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 <u>第 5 条第 3 項の規定による市長の命令（第 4 条第 1 項第 1 号の規定にかか</u> <u>る者に限る。）に違反した者は、30</u> <u>万円以下の罰金又は拘留若しくは科料</u> <u>に処する。</u></p> <p>3 <u>第 5 条第 3 項の規定による市長の命</u> <u>令（第 4 条第 2 項の規定にかか</u> <u>る者に限る。）に違反した者は、20 万円以</u></p>	<p>（罰則）</p> <p>第 7 条 第 4 条第 1 項第 2 号の規定に違反した者は、50 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。ただし、常習として同号の規定に違反した者は、6 月以下の<u>懲役</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 <u>第 4 条第 1 項第 1 号の規定に違反す</u> <u>る行為に対する第 5 条第 3 項の規定に</u> <u>よる市長の命令に違反した者は、30</u> <u>万円以下の罰金又は拘留若しくは科料</u> <u>に処する。</u></p> <p>3 <u>第 4 条第 2 項の規定に違反する行為</u> <u>に対する第 5 条第 3 項の規定による市</u> <u>長の命令に違反した者は、20 万円以</u></p>

下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。	下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
---------------------	---------------------

(四日市市食肉地方卸売市場業務条例の一部改正)

第8条 四日市市食肉地方卸売市場業務条例(昭和47年四日市市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の基準)</p> <p>第6条の3 市長は、前条の規定により卸売業務の許可を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者である法人又はその業務を執行する役員が、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、若しくはその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。</p> <p>(3)から(7)まで (略)</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第6条の3 市長は、前条の規定により卸売業務の許可を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者である法人又はその業務を執行する役員が、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、若しくはその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。</p> <p>(3)から(7)まで (略)</p>

(四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第9条 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年四日市市条例第54号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(退職報償金支給の制限)	(退職報償金支給の制限)

<p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)から(5)まで (略)</p>	<p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)から(5)まで (略)</p>
---	--

(四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第10条 四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年四日市市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>

(四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第11条 四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(平成19年四日市市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>その違反行為をした者は</u>、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第2条第1項又は第3項の規定に違反して浄化槽保守点検業を営んだ</p>	<p>(罰則)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第2条第1項又は第3項の規定に違反して浄化槽保守点検業を営んだ</p>

とき。

(2) 偽りその他不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(3) 第13条第1項の規定による事業の停止の命令に違反したとき。

第18条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第3項の規定に違反して必要な措置をとらなかったとき。

(2) 第10条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行ったとき。

(3) 第12条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

(4) 第14条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(5) 第14条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

者

(2) 偽りその他不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けた者

(3) 第13条第1項の規定による事業の停止の命令に違反した者

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第3項の規定に違反して必要な措置をとらなかった者

(2) 第10条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者

(3) 第12条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

(4) 第14条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第14条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（四日市市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている刑につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の四日市市職員給与条例第60条の4第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（四日市市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の四日市市職員退職手当支給条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに四日市市職員退職手当支給条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

す。

(総務部総務課)